

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 11日	
呉市長 様	
提出者	
住所	広島市南区皆実町2丁目6番19号
氏名	広島ガステクノ・サービス株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 小原 健太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-252-3061
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島ガステクノ・サービス株式会社
事業場の所在地	呉市内一円
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	売上高：9,232百万円（2023年度）
③従業員数	262名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・道路掘削工事（がれき類） 再生処理業者に委託して、再生砕石・再生骨材として再資源化 ・建築工事等（金属くず等） 中間処理業者に委託して、破碎し再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	がれき類、木くず、 金属くず、廃プラ類	
	排 出 量	3063 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 実寸発注の実績		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	がれき類、木くず、 金属くず、廃プラ類	
	排 出 量	3002.75 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 実寸発注の実績 ・ 掘削幅の減少		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 仮置場を指定し、各廃棄物を分別・保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 仮置場を指定し、各廃棄物を分別・保管

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施した取組なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現場内において再生利用を検討する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施した取組なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 今のところ実施の予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施した取組なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 今のところ実施の予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類、木くず、 金属くず	
	全処理委託量	3063 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3063 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 委託できる業者を選定し、収集運搬から処分までの確に管理し、また 関係会社にも必要な指導を行う。		

②計画	【目標】 別紙 1, 2 のとおり		
	産業廃棄物の種類	がれき類、木くず、 金属くず	
	全処理委託量	3002.75 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	10 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2992.75 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・可能な限り再生利用、熱回収できる業者から選定する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

現状：前年度（ 2023 年度）実績量

計画：今年度（ 2024 年度）計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	0.06	0.05									0.06	0.05			0.06	0.05				
紙くず																				
木くず	2.28	2.00									2.28	2.00	0.00	0.00	2.28	2.00				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	0.76	0.7									0.76	0.7	0.00	0.00	0.76	0.70				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	3,060.00	3,000.00									3,060.00	3,000.00	0.00	10.00	3,060.00	3,000.00				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	3,063.10	3,002.75	0	0	0	0	0	0	0	0	3,063.10	3,002.75	0.00	10.00	3,063.10	3,002.75	0	0	0	0

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	売上高：9,232百万円（2023年度）
③従業員数	262名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・道路掘削工事（がれき類） 再生処理業者に委託して、再生砕石・再生骨材として再資源化 ・建築工事等（金属くず等） 中間処理業者に委託して、破碎し再資源化

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） ・実寸発注の実績
②計画	（今後実施する予定の取組） ・実寸発注の実績 ・掘削幅の減少

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・仮置場を指定し、各廃棄物を分別・保管
②計画	（今後，分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・仮置場を指定し、各廃棄物を分別・保管

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特に実施した取組なし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・現場内において再生利用を検討する

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特に実施した取組なし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・今のところ実施の予定なし

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・委託できる業者を選定し、収集運搬から処分までの確に管理し、また関係会社にも必要な指導を行う。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・可能な限り再生利用、熱回収できる業者から選定する。